

大会決議

- 1 現在、公調委から、中間合意の内容として以下のものが打診されている。
 - ① 香川県は、廃棄物の認定を誤り、豊島総合観光開発株式会社に対する適切な指導監督を怠った結果、本件処分地について深刻な事態を招来したことを認め、遺憾の意を表す。
 - ② 香川県は、本件処分地に存する廃棄物及び汚染土壌について、熔融等による中間処理を施すことよって、できる限り再生利用を図り、豊島総合観光開発株式会社により廃棄物が搬入される前の状態に戻すことを目指すものとする。
- 2 これに対し、香川県は現在この内容の中間合意案を受け入れることを表明している。ここに見られるように、香川県は自らの誤りを認め、豊島の廃棄物の撤去を目指して中間処理する方向に進まざるを得なくなったのであり、これは私たちの運動とこれを支持する世論の大きな成果である。
- 3 しかし、公調委が示した中間合意案においては、香川県の誤りによって豊島住民が不安や苦痛を受けたことは認められなかった。しかも豊島住民は香川県に対する損害賠償を行わないものとされている。さらに、中間合意案においては、これから豊島住民が松浦から取得して中間処理事業に提供しようとしている土地について香川県が無償で使用することが明記されている。結論としてこの中間合意案は、香川県の誤りを認めたものの、豊島住民がその被害者であることは否定したものである。
- 4 私たちは、これまで力の及ぶ限り廃棄物撤去の運動に取り組み、先に述べた成果を得たのであるが、一方において、私たちの運動は、香川県民はもとより最も身近な土庄町民においてさえ十分な理解を得られる運動になっていなかったこと、これが最大の要因となって私たちの運動の今日の限界を導いていることを痛切に反省しなければならぬ。
- 5 そこで第一に、私たちが現在おかれている深刻な状況に鑑み、豊島事件の真の解決に向けて、土庄町民の理解を求めるところを手初めとして、足元から運動を再び展開して行くことを確認する。
 - 第二に、中間合意を成立させるためには、全豊島住民の十分な理解と認識が不可欠であり、今後私たちは各地区において説明会を開催し、一致団結した住民総意のもとに七月一三日(日曜日)の住民大会において、中間合意の可否に臨むことを確認する。
 - 第三に私たちは、廃棄物を撤去し、再び「豊かな島」として豊島の再生を図るために、豊島弁護団とともに全住民の一層の団結と息長い運動が必要であることを確認する。

平成九年六月二二日

産廃の撤去を実現させる豊島住民大会